

保育士試験による資格取得支援事業の概要

1 目的

保育士試験受験のための学習に要した費用を補助することで保育士資格取得者の拡充を図ることを目的とする。

2 補助の対象施設等

保育所・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所

3 対象者の条件

- (1) **平成 29 年度以降**に保育士試験によって資格取得し、保育士として施設に勤務している者
- (2) **資格取得後 1 年以上**、施設に常勤職員（1日6時間、月20日以上）勤務した者又は、勤務予定である者。

4 対象経費

保育士試験受験講座の受講（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制）に要する費用であって、当該講座を開講している事業者（以下「講座実施事業者」という。）が証明する当該事業者に対して支払われた入学料（講座実施事業者における受講の開始に際し、当該講座実施事業者に納付する入学金又は登録料）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。））及び上記経費の消費税

5 補助額

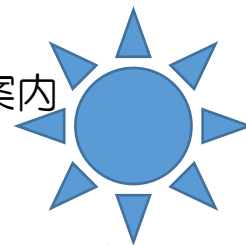
対象者1人当たり、**対象経費の1/2上限額150,000円**

（対象経費の支払い対象となる期間は、保育士試験の筆記試験日から起算して1年前の日の属する月の1日までのものとする。）

6 支払い

試験合格後、保育士資格を取得して施設に1年以上勤務していることを施設が実績報告した後に支払い。

名古屋市民間保育所等保育士等奨学金返済支援事業のご案内



1 奨学金返済支援事業とは・・・

保育士養成施設卒業後奨学金を返済している保育士等に対して、返済金を支援する事業です。

2 補助の対象施設

名古屋市内の以下の施設

- ①保育所 ②認定こども園 ③小規模保育事業所等地域型保育事業

3 対象者の条件

以下の条件をすべて満たす人

- (1) 保育士又は保育教諭
- (2) 保育士養成施設を卒業し、1年以内に名古屋市内の保育施設等に勤務開始した人
- (3) 常勤職員として勤務している人
- (4) 就職してから起算して3年を経過していない人
ただし、同一法人かつ市内施設等における就業継続が必要
- (5) 平成28年度から平成30年度の間勤務を開始した人
- (6) この事業による交付を受けたことのない人

4 対象経費

保育士養成施設卒業に要した奨学金の返済金

※対象となる奨学金については裏面の別表参照

5 補助額

対象者1人当たり、上限年額120,000円

6 申請書類

- ①申請書兼返済計画書 ②奨学金の貸与を証明する書類
- ③保育士証の写し ④対象者本人の振込口座の写し

7 実績報告

9月末と3月末に下記の必要書類を提出。

- ①実績報告書 ②返済証明書 ③保育施設等に在籍していることがわかる書類

8 支払い

7の報告により半年ごとに返済金を確認し、11月と5月に分けて対象者本人に払い。

対象となる奨学金

名称等
地方公共団体が実施する奨学資金
生活福祉資金貸付制度における教育支援資金（教育支援費及び就学支度金）
地方公共団体の実施する母子父子福祉資金（修学資金及び就学支度資金）
地方公共団体の実施する育英資金
日本学生支援機構奨学金（第一種及び第二種）
交通遺児育英会奨学金
あしなが育英会奨学金
指定保育士養成施設の実施する奨学金

よくある質問

No	質問	回答
1	常勤職員とはどういう職員ですか？	1日7時間以上、週35時間以上勤務している職員です。
2	奨学金の返済を毎月行っていますが、借入れが親名義になっています。対象になりますか？	保育士等本人の名義での借受けでないと対象になりません。
3	平成29年3月に卒業し、4月から勤務していましたが、平成30年6月より同一法人の別の保育施設に異動しました。対象者になりますか？	平成30年4月より対象となり、6月以降も同一法人内の異動であるため対象となります。
4	平成29年3月に卒業し、4月から勤務していましたが、平成30年4月より別法人の保育施設に転職しました。対象者になりますか？	養成施設を卒業し、1年以上経過して現在の法人に転職しており、この事業の補助対象者にはなりません。
5	平成30年3月に卒業し、4月から勤務していましたが、平成30年7月より別法人の保育施設に転職しました。対象者になりますか？	養成施設を卒業し、1年以内に現在の法人に転職しているため、7月より対象となります。ただし、以前にこの返済支援事業による補助を受けていないことが条件となります。

【目的】

保育士の就業継続支援として、保育士の宿舎を借り上げるための費用の全部又は一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

【実施主体】

待機児童解消加速化プランに参加する市町村(特別区を含む)

【要求(拡充)内容】

対象となる保育士について、採用された日から起算して5年以内の者という要件を設けていたが、この要件を緩和し、採用から10年以内の者まで事業の対象者を拡大する。

【補助率】

国 1/2 市町村(特別区含む) 1/2

※保育園等の設置者が実施する場合は 国1/2、市町村1/4、保育園等の設置者1/4

【補助単価】

1人当たり 月額82,000円(上限)

【目的】

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、潜在保育士の就職や保育園等における潜在保育士活用支援等を行うことを目的とする。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【補助率】 国 1/2 都道府県・指定都市・中核市 1/2

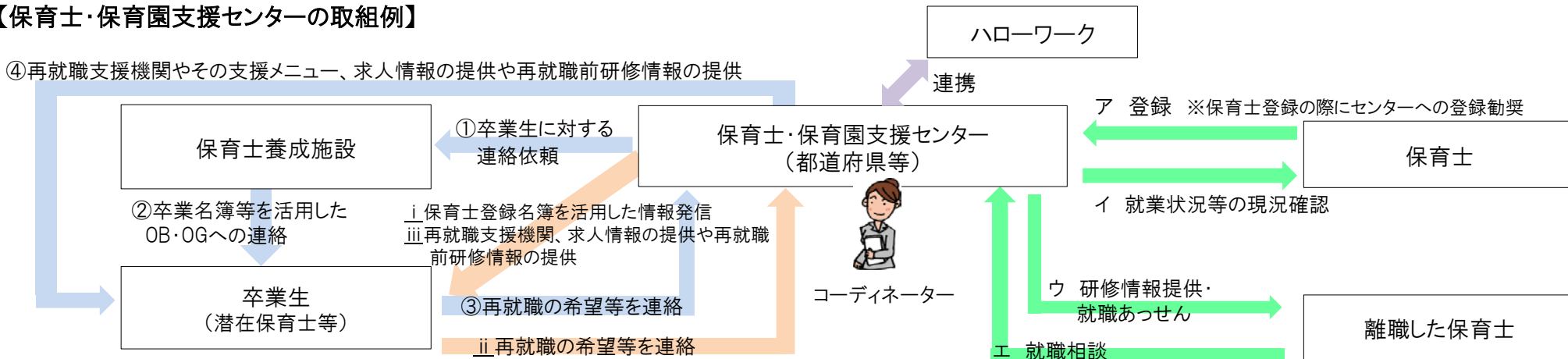
【要求(拡充)内容】

マッチング支援について、一定の実績がある都道府県等については、コーディネーターの追加配置を可能とする。

【保育士・保育園支援センターの主な事業内容】

- 潜在保育士に対する取組
 - ・再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供
- 保育園に対する取組
 - ・潜在保育士の活用方法(勤務シフト、求人条件、マッチング等)に関する助言
- 保育士に対する取組
 - ・保育園で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談への対応(職場体験など)
- 人材バンク機能等の活用
 - ・保育園への離職時に保育士・保育園支援センターに登録し、再就職支援(求人情報の提供や研修情報の提供)を実施
 - ・また、新たに保育士登録を行う者に対しても保育士・保育園支援センターへの登録を促し、登録された保育士に対し、就業状況等の現況の確認や就職支援等を行うことにより、潜在保育士の掘り起こしを行う。

【保育士・保育園支援センターの取組例】



【概要】

就職相談会の開催等による潜在保育士の再就職支援や保育園見学等による新卒保育士の確保、新規採用された保育士への研修による就業継続支援など、市町村が行う保育人材確保に関する取組に要した費用の一部を補助する

<市町村における人材確保に関する事業の例>

○潜在保育士の再就職支援

- ・保育士・保育園支援センターとの連携による潜在保育士のマッチング支援（就職相談会の開催等）
- ・雇用管理制度の改善に関する説明会の開催等による保育事業者に対する多様な働き方の支援 等

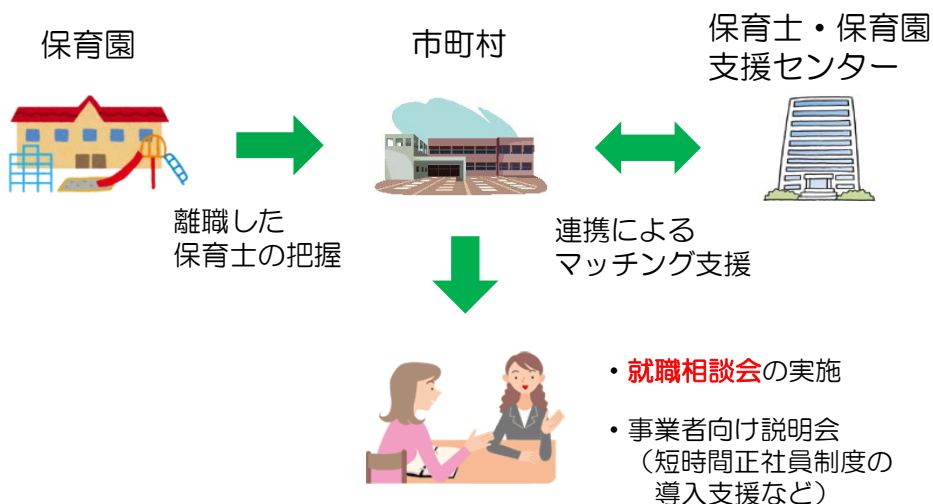
○新卒の人材確保・就業継続支援

- ・保育士養成施設の学生に対するインターンシップや保育園見学の機会の提供
- ・高校生や中学生の職場体験
- ・新規採用された保育士を対象とした研修の実施（実践的な保育の技術の習得、保護者への対応等） 等

【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 国 1/2 市町村 1/2

<潜在保育士の再就職支援>



<新卒の人材確保・就業継続支援>

